LATEST INFORMATION

職員の働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み

～通年軽装化・着こなしセミナー、カスタマーハラスメント対策基本方針策定～

総務課　人事係　電話：055-981-8231

令和８年 11 月１日から職員の服装を通年軽装化する予定です。これに先立ち、10 月７日㈬に着こなしセミナーを開催します。また、令和８年 10 月から事業主に義務付けられるカスタマーハラスメント対策として、基本方針・対策マニュアルを策定し、10 月以降に周知・運用を開始する予定です。

このような取り組みを通じて、職員が安心して働くことのできる環境を整えるとともに、適切な住民サービスを継続して提供できる体制づくりを進めます。

１　職員の服装の通年軽装化および軽装化着こなしセミナーの開催

クールビズ期間に引き続き、令和８年 11 月１日から職員の服装の通年軽装化を実施する方向で調整しています。また、通年軽装化にあわせて着こなしセミナーを下記のとおり開催します。

⑴　日時：10 月７日㈬　17 時 30 分～18 時 30 分
⑵　場所：役場３階大会議室
⑶　対象：職員（会計年度任用職員を含む）
　　※任意参加
⑷　講師：洋服の青山 スタイリスト・カスタマーアドバイザー

２　清水町職員カスタマーハラスメント対策基本方針・対策マニュアルの策定

⑴　背景

令和８年 10 月から、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。具体的な措置については厚生労働省の「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」で示されており、地方公共団体においても措置の実施が義務付けられています。

⑵　町の取組内容

現在、清水町職員カスタマーハラスメント対策基本方針・対策マニュアルを作成中です。完成後、令和８年 10 月以降に周知・運用を開始する予定です。